

令和2年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和3年9月24日

内閣府官民人材交流センター

1 官民人材交流センターの概要等

(1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、内閣府設置法第40条第2項、国家公務員法第18条の7第1項により、平成20年12月31日に内閣府に特別の機関として設置され、以下の業務を実施している。

ア 職員（国家公務員法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

当初は、退職を勧奨された者及び旧社会保険庁の廃止に伴い離職を余儀なくされることとなる職員を対象とした再就職支援をセンターが直接行っていたが、平成21年9月29日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受け、直接の再就職支援の対象を組織の改廃等により離職せざるを得ない場合に限定した。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入された。民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）を踏まえ、平成25年10月から、早期退職募集に応じて退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

なお、自衛隊法の一部改正により、平成27年10月から、一般定年等隊員（自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）についても、再就職支援の対象となり、職員と同様、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

また、人生100年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要とされることから、センターにおいて、企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する者の求職情報を収集し、相互に提供することで、自主的な求職活動を支援する仕組みを新たに構築するとして国家公務員制度担当大臣の閣議発言が平成30年8月3日にあり、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成26年6月24日内閣総理大臣決定、以下「運営指針」という。）が一部改正された。

これに基づき、平成30年12月に「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について」（平成30年12月12日内閣府官民人材交流センター長決定、以下「事業の実施について」という。）が決定され、平成31年1月から求人・求職者情報提供事業の利用申込受付を開始、2月から情報の提供を行っている。また、令和2年9月からは、利用者のための専用ウェブサイトの運用を開始している。

(2) 現行の事務の内容

「運営指針」では、

ア 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・離職後の就職を希望する職員及び一般定年等隊員（以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、それぞれ求人者及び再就職希望者に提供する
- ・早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員に限り、国家公務員法第106条の2第1項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・関係機関と連携して、職員及び一般定年等隊員の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第106条の2第1項に規定される行為は行わない）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは、「運営指針」において、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うとともに、これを公表するものとされており、本報告は、これに基づくものである。

2 事務の運営状況

(1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務

運営指針の「1 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針」に基づき、以下の業務を実施した。

ア 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

求人・求職者情報提供事業による再就職支援は、「事業の実施について」に基づき、再就職希望者のうち、本事業を利用する45歳以上で公的年金支給開始年齢に達するまでの間の者（離職者については、離職後2か月以内にセンターに利用の申し込みをし、利用開始から1年を経過しない者。以下「利用求職者」という。）を対象として、「利用求職者の情報」及び「採用を希望する求人者（企業・団体等）からの求人情報」を収集し、情報システムを通じて相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動が行えるよう支援するものである。

(ア) 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

① 求人情報の登録件数

令和2年度に登録があった求人情報は963人分である。

② 求職者情報の登録件数

令和2年度に登録があった求職者情報は1,762人分である。

(イ) 再就職の情報の公表

求人・求職者情報提供事業による再就職については、「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領（平成30年12月19日内閣府官民人材交流副センター長決定）」に基づき、利用求職者が再就職した場合、その情報を公表することとしている。

令和2年度における公表の対象となる利用求職者は48人であった。詳細は別紙1のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

令和2年度における本事業の周知活動については、

① 求職者（国家公務員）への周知

- ・内閣人事局主催の各府省人事担当者を集めた会議等で、所属する職員への周知を依頼
- ・「再就職準備セミナー」において本事業について説明

② 求人者（企業・団体等）への周知

- ・本事業について効果的に周知を図るための広報資料を作成し、各経済団体や業界団体等を通じて傘下の加盟企業・団体等への本事業の周知協力依頼を行うとともに、個別の事業主（企業・団体等）に対しても本事業の周知及び利用についての検討依頼
- ・各府省庁舎ロビーでの備付けによる広報資料配布等を実施した。

イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・キャリアコンサルティング
- ・応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・求人情報の開拓・提供
- ・再就職先の紹介・マッチング
- ・各種再就職セミナーの開催
- ・定着支援（※2）等

なお、支援実施期間は、短期コースについては6か月間又は3か月間、長期コースについては1年間又は6か月間である。

※1 令和元年度及び2年度の支援開始者への再就職支援については、ともに株式会社パソナに委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援実施期間内において提供し、職場への定着を支援するもの。

(ア) 支援会社による再就職支援の実施状況 (※3)

令和2年度の実施人数は、令和元年度に支援を開始して令和2年度に支援期間が満了した者46人及び令和2年度に支援を開始した者49人である。

① 令和2年度に再就職した支援対象者

令和2年度に再就職支援により再就職した(※4)者は40人である。内訳は、令和元年度支援開始者が25人、令和2年度支援開始者が15人となっている。

② 令和2年度の支援開始者

令和2年度の支援開始者49人のうち、10人については令和2年度に支援期間が満了し、39人については、令和3年度の支援期間満了まで支援を継続している。また、令和2年度の支援開始者で令和2年度に再就職した者15人のうち、5人については令和2年度に支援期間が満了しており、10人については令和3年度の支援期間の満了まで再就職後の定着支援を実施している。

※3 再就職支援の制度においては、支援開始から最大1年間の支援を行うものであり、令和元年度に再就職支援を開始した者のうち、令和2年度に支援期間が満了した者がいるため、令和元年度及び令和2年度の実施状況を合わせて報告している。

※4 「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、支援対象者が再就職支援を受けて再就職支援期間内に再就職が決定したことを指す。

【令和2年度の実施状況】

(令和3年3月31日現在)

	令和2年度支援開始分					(参考) 令和元年度支援開始分				
	令和2年度 支援開始者	令和2年度 支援期間 満了者	令和3年度		令和2年度 再就職者 (自営を含む)	令和元年度 支援開始者	令和2年度 支援期間 満了者	再就職者数及び再就職率		
			支援期間 満了者	令和2年度 再就職者 (自営を含む)				令和元年度 再就職者 (自営を含む)	令和2年度 再就職者 (自営を含む)	再就職率
短期 コース	21人 (5人)	10人 (3人)	5人 (3人)	11人 (2人)	0人 (0人)	30人 (12人)	13人 (7人)	15人 (4人)	12人 (6人)	90.0% (83.3%)
長期 コース	28人 (1人)	-	-	28人 (1人)	10人 (1人)	33人 (5人)	33人 (5人)	14人 (2人)	13人 (2人)	81.8% (80.0%)
合計	49人 (6人)	10人 (3人)	5人 (3人)	39人 (3人)	10人 (1人)	63人 (17人)	46人 (12人)	29人 (6人)	25人 (8人)	85.7% (82.4%)

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職の者を示し、上段の数の内数である。

(イ) 実施状況の公表

令和 2 年度における支援会社を活用した再就職支援の実施状況については、「令和 2 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和 2 年 3 月 27 日内閣府官民人材交流副センター長決定）」及び「令和 3 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和 3 年 3 月 25 日内閣府官民人材交流副センター長決定）」において公表することとしており、再就職支援による再就職の状況の詳細は別紙 2 のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

令和 2 年度における支援会社を活用した再就職支援については、

- ① 新型コロナウイルス感染拡大のため説明会を開催せず、各府省の人事担当者宛てに關係資料の送付
- ② 再就職支援について効果的に周知を図るための資料の作成及び各府省の人事担当者を通じた職員への配布
- ③ 下記エの「再就職準備セミナー」における再就職支援制度についての説明等を実施した。

ウ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号の組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることとなる職員又は一般定年等隊員に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

エ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

再就職に関心のある職員及び一般定年等隊員を対象に、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職等について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成 27 年度から実施している。

令和 2 年度においては、当初、名古屋、大阪、福岡、札幌及び東京の 5 都市にて計 7 回のセミナー開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、次のとおり対応した。

- ・名古屋、大阪、福岡、東京（1 回）の 4 都市 4 回については、予定通り開催
- ・オンラインによる札幌及び東京（2 回）の代替開催及び会場での参加人数を調整した結果、参加できなくなった職員に向けた特別配信（1 回）を開催

【令和2年度再就職準備セミナー開催実績】

○会場での開催

開催地	開催日	受講者数
名古屋	令和2年10月1日	38
大阪	令和2年10月23日	36
福岡	令和2年11月4日	39
東京	令和2年12月15日	29
計		142

○オンラインによる開催

開催名	開催（配信）期間	視聴者数※
札幌代替開催	令和2年11月24日～12月7日	28
東京代替開催	令和2年12月4日～12月17日	26
特別配信	令和3年1月18日～2月1日	154
東京代替開催	令和3年2月25日～3月10日	21
計		229

※視聴者数は、オンライン配信した動画の視聴者数のうち最大のものを記載。

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。なお、求人・求職者情報提供事業にかかる周知についても併せて行っている。

ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

毎年、官民人事交流制度を周知し、府省と民間企業等の人事担当者との間で意見や情報を交換する「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を内閣人事局及び人事院との共催により開催し、具体的には、

- ・民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・官民人事交流の体験談の紹介
- ・各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・府省と民間企業等との情報交換、意見交換

等を実施している。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大のため、これまで実施してきた会場を設置しての説明会開催を中止し、オンラインによる説明会を11月25日から12月15日までの3週間開催した。説明会の開催に当たっては、経済団体を始めとする関係団体に協力を依頼したほか、全国約3,500の民間企業等に対して直接、開催案内状及びパンフレット等を送付することなどにより、民間企業等が官民人事交流制度に関心を持ち、説

明会を視聴してもらえよう、積極的に働きかけた。

オンラインによる説明会開催時にウェブサイト上で行ったアンケートにおいては、8割以上の民間企業等から今後、官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ることができた。

【令和2年度説明会開催実績】

	開催（配信）期間	視聴者数 ※
オンライン説明会	令和2年11月25日～12月15日	144

※視聴者数は、重複しない府省及び民間企業等のIPアドレス数とした。

イ 経済団体等に対する情報提供及び広報・啓発活動

例年説明会開催地以外の経済団体等を個別訪問し、官民人事交流制度の説明等を行っているが、令和2年度については新型コロナウイルスの感染拡大のため実施しなかった。なお、各団体が発行する会報誌等にオンラインによる説明会開催の記事掲載を依頼する等の周知を実施した。

このほか、官民人事交流制度の概要、制度の対象となる府省や民間企業等の範囲、交流の実績や具体的な手続きの流れ等を取りまとめたパンフレットを作成し、経済団体等に対する情報提供やアの説明会の開催案内への同封などに活用した。

ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターのウェブサイト、説明会で紹介された官民人事交流の体験談やパンフレットの掲載等を行っている。

また、各府省及び人事院のウェブサイトリンクを設定し、任期付職員の新考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。

○ 求人・求職者情報提供事業による再就職の状況

(1) 府省別一覧

府省名 \ 官職	本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合計
警察庁	1	—	1
金融庁	1	—	1
総務省	—	1	1
法務省	—	1	1
財務省	7	2	9
国税庁	1	1	2
厚生労働省	4	2	6
農林水産省	7	1	8
経済産業省	15	1	16
環境省	—	1	1
国土交通省	1	1	2
合計	37	11	48

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、離職前に職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職であったことがある者をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	離職時年齢	離職時官職		離職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
竹山 弘之	62歳	警察庁	関東管区警察局情報通信部通信庶務課指導官	令和3年2月28日	令和3年3月1日	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	情報管理専門職
長岡 宏幸	58歳	金融庁	監督局主任統括検査官 兼 監督局保険課	令和2年7月16日	令和2年9月1日	SEIインシュアランスグループ株式会社	執行役員
上加世田 英雄	59歳	財務省	九州財務局証券取引等監視官	令和元年7月1日	令和2年4月1日	一般社団法人南九州信用金庫協会	事務局長
加藤 基	60歳	財務省	東北財務局証券取引等監視官(北海道財務局検査監理官)	令和2年3月31日	令和2年6月1日	花巻信用金庫	顧問
小倉 哉也	59歳	財務省	九州財務局理財部次長	令和2年7月1日	令和2年9月1日	日本公認会計士協会南九州会	事務局次長
大西 正浩	59歳	財務省	名古屋税関四日市税関支署長	令和2年7月1日	令和2年9月16日	住友電装株式会社	嘱託
砂田 寛治	59歳	財務省	北海道財務局釧路財務事務所長	令和2年7月1日	令和2年9月1日	留萌信用金庫	本店営業部上席管理役
田村 文孝	59歳	財務省	中国財務局鳥取財務事務所長	令和2年7月1日	令和2年10月1日	鳥取信用金庫	監査部参与
藤井 和啓	59歳	財務省	中国財務局岡山財務事務所長	令和2年7月1日	令和2年10月1日	株式会社トマト銀行	監査部付部長
河合 厚	60歳	国税庁	東京国税局江戸川北税務署長	令和2年7月9日	令和2年7月13日	税理士法人チェスター	審査部長
小泉 明久	60歳	厚生労働省	岡山労働局総務部長	令和2年3月31日	令和2年4月1日	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	総務部総務課長
竹田 紀稔	60歳	厚生労働省	労働基準局監督課副主任中央労働基準監察監督官	令和2年3月31日	令和2年5月1日	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	業務部次長 兼 広報課長
松竹 泰男	60歳	厚生労働省	大臣官房付	令和2年3月31日	令和2年6月1日	公益財団法人産業雇用安定センター	東京事務所長
福士 亘	60歳	厚生労働省	大臣官房付	令和2年5月1日	令和2年7月1日	公益財団法人産業雇用安定センター	事務局長
両角 実	59歳	農林水産省	林野庁国有林野部管理課管理官	令和2年3月31日	令和2年5月1日	日本林業土木株式会社	技術部長
小野 義秀	60歳	農林水産省	林野庁東北森林管理局三陸北部森林管理署長	令和2年3月31日	令和2年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	青森支部総務部長
工藤 孝	60歳	農林水産省	九州森林管理局熊本南部森林管理署長	令和2年3月31日	令和2年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	熊本支部総務部長代理
合田 和弘	60歳	農林水産省	林野庁林政部付	令和2年3月31日	令和2年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	大阪支部長
高井 秀章	60歳	農林水産省	林野庁東北森林管理局青森森林管理署長	令和2年3月31日	令和2年7月1日	物林株式会社	東京本社新事業推進部次長
本間 卓也	59歳	農林水産省	林野庁北海道森林管理局十勝西部森林管理署長	令和2年3月31日	令和2年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	旭川支部次長
佐藤 宏一	58歳	農林水産省	林野庁東北森林管理局置賜森林管理署長	令和2年3月31日	令和2年9月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	秋田支部山形出張所長
中山 光治	60歳	経済産業省	中国経済産業局産業部長	令和2年3月31日	令和2年4月1日	高圧ガス保安協会	中国支部事務局長代理
金子 尚人	58歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第35部門長)	令和2年4月1日	令和2年7月1日	一般財団法人日本特許情報機構	商標調査解析部長
田澤 和行	58歳	経済産業省	特許庁審査業務部審査業務課登録室長	令和2年4月1日	令和2年7月1日	一般財団法人工業所有権電子情報化センター	第一データ処理部長
田中 敬規	58歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第35部門)	令和2年4月1日	令和2年7月1日	一般財団法人日本特許情報機構	主幹
渡邊 治	57歳	経済産業省	特許庁審査業務部出願課長	令和2年4月1日	令和2年7月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	事務局財務部次長
仲間 晃	55歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第28部門長)	令和2年7月1日	令和2年9月1日	株式会社AIRI	副区分長

氏名	離職時年齢	離職時官職		離職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
紀本 孝	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第16部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	株式会社パソナグループ	主幹
久保 竜一	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第9部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務センター機械部門医療機器グループ主幹
安久 司郎	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第4部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者(主幹相当職)
栗田 雅弘	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第13部門長)	令和2年7月1日	令和2年11月1日	テクノサーチ株式会社	執行役員・調査部長
菅原 道晴	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第31部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者(主幹)
關 政立	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第24部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
高山 芳之	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第14部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
鳥居 稔	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第30部門長)	令和2年7月1日	令和2年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	主幹
野沢 直樹	60歳	経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課統括ネットワーク事業管理官	令和2年3月31日	令和2年11月1日	電力広域的運営推進機関	契約社員
井上 秀敏	58歳	国土交通省	観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室長	令和2年4月1日	令和2年7月20日	一般社団法人全国旅行業協会	総務担当部長

(3) (2)以外の者

離職時所属部局等		再就職先
総務省	情報流通行政局	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
法務省	横浜地方法務局	一般財団法人日本民間公益活動連携機構
財務省	関東財務局	一般財団法人日本民間公益活動連携機構
財務省	北海道財務局	伊達信用金庫
国税庁	大阪国税局	朝日税理士法人
厚生労働省	大分労働局	外国人技能実習機構
厚生労働省	福岡労働局	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
農林水産省	林野庁	ダイチ株式会社
経済産業省	大臣官房	一般社団法人日本養鶏協会
環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	一般財団法人動物看護師統一認定機構
国土交通省	静岡営繕事務所	地方共同法人日本下水道事業団

○ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援による再就職の状況

(1) 府省別一覧

府省名	官職 本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合計
人事院	—	2	2
法務省	1	5	6
財務省	1	2	3
厚生労働省	5	2	7
農林水産省	1	6	7
経済産業省	3	—	3
国土交通省	1	10	11
会計検査院	—	1	1
合計	12	28	40

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	退職時年齢	退職時官職		在職中における求職開始日	退職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
大場 広幸	59歳	法務省	山形区検察庁副検事	令和2年3月15日	令和2年3月31日	令和2年4月1日	株式会社ソルハ	一般従業員
三好 雅幸	58歳	財務省	関東財務局管財第二部長	—	令和2年7月1日	令和3年3月1日	神奈川県信用金庫協会	事務局長
石坂 博	59歳	厚生労働省	大臣官房付	—	令和2年3月31日	令和2年7月15日	三陽商会健康保険組合	事務長
倉持 陽一	59歳	厚生労働省	大臣官房付	—	令和2年3月31日	令和2年7月1日	富士ゼロックス株式会社	中央支社公共営業部顧問(嘱託社員)
佐藤 岳幸	59歳	厚生労働省	大臣官房付	—	令和2年3月31日	令和2年7月1日	日本ジェネリック製薬協会	会長付
渡邊 智	59歳	厚生労働省	関東信越厚生局指導総括管理官	—	令和2年3月31日	令和2年7月10日	全国信用保証協会厚生年金基金	事務長
池元 伸孝	58歳	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所総務部長	—	令和2年3月31日	令和2年7月1日	一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団	事務局次長兼総務部長
高橋 博人	59歳	農林水産省	生産局畜産部付	—	令和2年3月31日	令和2年9月16日	一般社団法人日本草地畜産種子協会	非常勤嘱託職員
関 淳夫	59歳	経済産業省	大臣官房付	—	令和元年12月21日	令和2年10月1日	公益財団法人航空機国際共同開発促進基金	専務理事
小島 暢夫	57歳	経済産業省	大臣官房付	—	令和2年7月20日	令和2年11月1日	一般社団法人日本商事仲裁協会	事務局次長兼総務部長兼カルネ事業部長
小林 紀史	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第1部門長)	—	令和2年7月1日	令和2年9月14日	創英国際特許法律事務所	弁理士
井上 秀敏	58歳	国土交通省	観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室長	—	令和2年4月1日	令和2年7月20日	一般社団法人全国旅行業協会	総務担当部長

(3) (2) 以外の者

退職時所属部局等		再就職先
人事院	事務総局	ma-coinage
人事院	九州事務局	株式会社損害保険リサーチ
法務省	川越少年刑務所	ウエルシアオアシス株式会社
法務省	旭川地方法務局	有限会社カミハマ企画
法務省	大阪区検察庁	株式会社ロジネクス
法務省	喜連川社会復帰促進センター	株式会社ジャスティスアルファ
法務省	広島保護観察所	大阪府こころの健康総合センター
財務省	関東財務局	Chichibu Happy Garden
財務省	近畿財務局	株式会社ステムセル研究所
厚生労働省	医薬・生活衛生局	一般社団法人日本血液製剤協会
厚生労働省	医薬・生活衛生局	株式会社日本デイケアセンター
農林水産省	大臣官房	栄和建物管理株式会社
農林水産省	中国四国農政局	J.D.KAWASAKI
農林水産省	中国四国農政局	株式会社ボンズカンパニー
農林水産省	九州農政局	日本郵便株式会社 鹿屋郵便局
農林水産省	関東森林管理局	株式会社手なおし屋
農林水産省	関東森林管理局	ALSOK静岡株式会社
国土交通省	北陸地方整備局	FC.CEREZO
国土交通省	近畿地方整備局	厚生労働省京都労働局京都市南労働基準監督署
国土交通省	近畿地方整備局	株式会社ジェイアール西日本総合ビルサービス
国土交通省	九州地方整備局	大分総合運輸株式会社
国土交通省	東北地方整備局	イガラシ綜業株式会社
国土交通省	九州地方整備局	株式会社KDDIエボルバ
国土交通省	関東運輸局	厚生労働省山梨労働局
国土交通省	大阪航空局	株式会社SMP
国土交通省	北海道開発局	café kira
国土交通省	観光庁国際観光部	国東市役所
会計検査院	第4局	ワコーライス株式会社